

# 第4回嬉野市議会定例会議案

平成29年12月1日提出

嬉 野 市

報告番号	提出年月日	報告名	頁
9	平成29年12月1日	専決処分（第6号）の報告について	1
10	〃	専決処分（第7号）の報告について	3
11	〃	専決処分（第8号）の報告について	5
12	〃	議決事件に該当しない契約の報告について	別冊

議案番号	提出年月日	議案名	頁
66	平成29年12月1日	嬉野市うれしの茶交流館条例について	7
67	〃	嬉野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について	13
68	〃	嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例について	16
69	〃	嬉野市営キャンプ場条例の一部を改正する条例について	18
70	〃	嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について	21
71	〃	嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	23
72	〃	嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について	25
73	〃	指定管理者の指定について（嬉野市嬉野老人福祉センター）	29
74	〃	指定管理者の指定について（嬉野市いきいきデイサービスセンター「湯っくらーと」）	30
75	〃	指定管理者の指定について（嬉野市志田焼の里博物館）	31
76	〃	平成29年度嬉野市一般会計補正予算（第4号）	別冊
77	〃	平成29年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	別冊
78	〃	平成29年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊
79	〃	平成29年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）	別冊
80	〃	平成29年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）	別冊

議案番号	提出年月日	議案名	頁
81	平成29年12月1日	平成29年度嬉野市浄化槽特別会計補正予算(第1号)	別冊
82	〃	平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算(第1号)	別冊
83	〃	平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算(第1号)	別冊
84	〃	平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算(第3号)	別冊
85	〃	平成29年度嬉野市水道事業会計補正予算(第2号)	別冊
86	〃	建設工事請負契約の締結について	32
87	〃	建設工事請負契約の締結について	33
88	〃	建設工事請負契約の締結について	34
89	〃	嬉野市農業委員会の委員の認定農業者過半要件の例外規定適用について	35



報告第9号

専決処分（第6号）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成29年12月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

専決処分第6号

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年10月17日

嬉野市長 谷口 太一郎

- 1 事故の内容  
公用車による物損事故
- 2 事故発生年月日  
平成29年7月18日 午前9時05分頃
- 3 事故発生場所  
嬉野市嬉野町大字下宿乙1612番地16
- 4 損害賠償額  
金10,838円
- 5 過失割合  
10パーセント
- 6 損害賠償の相手方  
[REDACTED]  
[REDACTED]

報告第10号

専決処分（第7号）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成29年12月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

専決処分第7号

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年11月14日

嬉野市長 谷口 太一郎

- 1 事故の内容  
公用車による物損事故
- 2 事故発生年月日  
平成29年6月17日 午後10時20分頃
- 3 事故発生場所  
長崎自動車道下り50.6キロ地点（武雄北方IC出口鳥栖方面約2km手前）
- 4 損害賠償額  
金135,056円
- 5 過失割合  
100パーセント
- 6 損害賠償の相手方  
佐賀市大和町大字久池井2630番地  
西日本高速道路株式会社 九州支社 佐賀高速道路事務所  
所長 濱野 昌志



報告第11号

専決処分（第8号）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成29年12月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

専決処分第8号

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年11月14日

嬉野市長 谷口 太一郎

- 1 事故の内容  
嬉野市嬉野インター駐車場利用者の軽自動車前方バンパーの一部破損
- 2 事故発生年月日  
平成29年11月4日
- 3 事故発生場所  
嬉野市嬉野町大字下宿乙1793番地5 嬉野市嬉野インター駐車場
- 4 損害賠償額  
金47,400円
- 5 過失割合  
100パーセント
- 6 損害賠償の相手方

██  
██

議案第66号

嬉野市うれしの茶交流館条例について

嬉野市うれしの茶交流館条例を別紙のように制定する。

平成29年12月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野市うれしの茶交流館の管理運営に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要がある。

## 嬉野市うれしの茶交流館条例

### (設置)

第1条 うれしの茶に関する先人の努力と技術改良の歴史を後世に伝えるとともに、お茶を通じた人々の交流、情報発信を図り、嬉野市の地域産業及び文化の発展に寄与するため、嬉野市うれしの茶交流館（以下「交流館」という。）を設置する。

### (位置)

第2条 交流館は、嬉野市嬉野町大字岩屋川内乙2707番地1に置く。

### (業務)

第3条 交流館の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) うれしの茶に関する資料の収集、保存及び展示に関すること。
- (2) 飲食物その他の物品の販売に関すること。
- (3) 交流館の施設、設備等の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条に定める目的を達成するために必要な

### 業務

### (開館時間)

第4条 交流館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、同項に規定する開館時間を変更することができる。

### (休館日)

第5条 交流館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日

- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、同項に規定する休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

### (利用の許可)

第6条 交流館に入館し、又は交流館の施設及び設備等を利用する者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

きる。

(利用の許可の基準)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交流館の利用を許可しないことができる。

- (1) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) その利用が施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その利用が政治活動、宗教活動その他これらに類似する行為と認められるとき。
- (4) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交流館の管理上支障があると認められるとき。

(許可の取消し)

第8条 市長は、第6条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は管理上支障があると認めるときは、利用の許可を取り消し、若しくは許可の内容を変更し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が許可を受けた利用目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例の規定又はこの条例に基づく規則の規定若しくは市長の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交流館の管理上特に必要と認められるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 利用者は、交流館の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第10条 利用者は、別表に定める額の使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することができない事由により交流館を利用できないと認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の免除)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料のうち入館料を免除することができる。

- (1) 市が主催し、又は他の団体と共催して行う事業に施設を利用するとき。
- (2) 催物の準備、リハーサル又は原状に回復するために施設を利用するとき。
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち小学校及び中学校が学校行事のために利用するとき。
- (4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者福祉手帳の交付を受けている者が利用するとき。
- (5) 嬉野市社会教育団体及び嬉野市社会福祉団体がその団体の公益上必要な行事として利用するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(手数料)

第12条 市長は、利用者のうち、営利を目的とする活動を行う者から、手数料を徴収することができる。

2 前項の手数料の額は、その都度、市長が定めるところによる。

(指定管理者による管理)

第13条 交流館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により、交流館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、交流館の開館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは別に定めることができる。

3 第1項の規定により、交流館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条から第8条まで並びに第11条及び前条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」

と、第10条及び第11条の規定中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により、交流館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が交流館の管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により、交流館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が交流館の管理を行うこととされた期間前に第6条第1項の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の指定の手続)

第14条 指定管理者の指定の手続については、嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例(平成18年嬉野市条例第63号)の定めるところによる。

(指定管理者の業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に掲げる業務
- (2) 交流館の利用の許可に関する業務
- (3) 交流館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (4) 交流館の施設、設備等の維持及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が交流館の管理上必要と認める業務

(利用料金)

第16条 第13条第3項の規定により読み替えて第10条第1項の規定を適用する場合は、利用者は、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が、あらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

(原状回復義務)

第17条 利用者は、その利用が終わったとき、又は第8条の規定により許可を取り消されたときは、利用に係る施設、設備等を速やかに原状に回復し、係員の点検を受けなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備等を速やか

に原状に回復し、係員の点検を受けなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第18条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表 (第10条、第16条関係)

使用料

入館料	区分	個人	団体	備考
	大人 (高校生以上)	300円	200円	団体は20人以上の場合
	小中学生	150円	100円	団体は20人以上の場合
	未就学児	無 料		
体験料	淹れ方教室		100円/人	
	茶染め体験		1,200円/人	
	茶摘み体験		600円/人	
	手揉み体験		600円/人	

備考 使用料には、消費税及び地方消費税を含む。



議案第67号

嬉野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する  
条例について

嬉野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を別紙  
のように制定する。

平成29年12月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の一部改正に伴い、  
条例を制定する必要がある。

嬉野市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する  
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、嬉野市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、13人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、20人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(嬉野市農業委員会の選挙による委員の定数条例及び嬉野市農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区の定数を定める条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 嬉野市農業委員会の選挙による委員の定数条例（平成18年嬉野市条例第116号）

(2) 嬉野市農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区の定数を定める条例（平成18年嬉野市条例第117号）

(嬉野市農業委員会の選挙による委員の定数条例及び嬉野市農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区の定数を定める条例の廃止に伴う経過措置)

3 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定により、この条例の施行の際現に在任する農業委員は、その任期満了の日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする。

4 前項の規定によりなお従前の例による農業委員が在任する期間においては、第3条の規定は、適用しない。

(嬉野市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

5 嬉野市証人等の実費弁償に関する条例（平成18年嬉野市条例第38号）の一

部を次のように改正する。

第2条第7号中「(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第11条において準用する場合を含む。)」を削り、同条第9号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に改める。

(嬉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 嬉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年嬉野市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 農業委員会会長、農業委員会会長代理及び農業委員会委員並びに農地利用最適化推進委員については、前項に規定する報酬の額のほか、成果実績に応じた交付金の額の決定により支給するものとし、その支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第3条に次の1項を加える。

3 農業委員会会長、農業委員会会長代理及び農業委員会委員並びに農地利用最適化推進委員については、農地利用の最適化に向けた活動として掲げられた活動を実施したときは、活動日数に応じ、費用弁償として日額2,200円を支給するものとし、その支給に関し必要な事項は、規則で定める。

別表農業委員会委員の項の次に次のように加える。

農地利用最適化推進委員	” 168,150円	”
-------------	------------	---

議案第68号

嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例について

嬉野市営住宅条例（平成18年嬉野市条例第142号）の一部を別紙のように改正する。

平成29年12月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例

嬉野市営住宅条例（平成18年嬉野市条例第142号）の一部を次のように改正する。

第37条及び第38条中「政令第11条」を「政令第12条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第69号

嬉野市営キャンプ場条例の一部を改正する条例について

嬉野市営キャンプ場条例（平成22年嬉野市条例第32号）の一部を別紙のように改正する。

平成29年12月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 施設建て替えに伴う使用料等の見直しのため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市営キャンプ場条例の一部を改正する条例

嬉野市営キャンプ場条例（平成22年嬉野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号を次のように改める。

(1) 利用時間 宿泊を伴う場合は午後3時から翌日午前11時までとし、宿泊施設を利用した休憩の場合は午前11時から午後2時までとする。

(2) 利用期間 4月の最終土曜日から10月の最終日曜日までの土曜日、日曜日及び祝日。ただし、7月20日から8月31日までの期間は、毎日とする。

第7条第2項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、キャンプ場の器具及び用具の損料の額は、規則で定める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

使用料

区分	種別		単位	使用料	
				宿泊（1泊）	休憩
広川原	バンガロー	5人用	1棟につき	3,000円	1,500円
		10人用	1棟につき	5,000円	2,500円
		30人用	1棟につき	11,000円	5,500円
		50人用	1棟につき	18,000円	9,000円
キャンプ場	コテージ	6人用（宿泊は、10人までとする。）	1棟につき	18,000円（1人増すごとに1,000円を加算する。）	9,000円
		冷暖房設備	1時間につき		100円
	オートキャンプサイト	1区画につき	3,000円	1,500円	
	持込みテント	1張につき	500円	250円	
	シャワー	3分につき		100円	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第70号

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を  
改正する条例について

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例（平成18年嬉野市  
条例第37号）の一部を別紙のように改正する。

平成29年12月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 特別職の国家公務員の手当に準じ、期末手当を改定するため、条例の一部を  
改正する必要がある。

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を  
改正する条例

第1条 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例（平成18年嬉野市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第71号

嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例（平成18年嬉野市条例第40号）の一部を別紙のように改正する。

平成29年12月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 特別職の国家公務員の手当に準じ、期末手当を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例(平成18年嬉野市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第72号

嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用  
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年嬉野市条例第15号）の一部を別紙のように改正する。

平成29年12月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 佐賀県人事委員会の勧告に基づく職員手当の改正に伴い、関係条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用  
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例  
(嬉野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 嬉野市職員の給与に関する条例(平成18年嬉野市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第28条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の85」の次に「、12月に支給する場合においては100分の95」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の40.0」の次に「、12月に支給する場合においては100分の45」を加える。

附則第13項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の1.275」の次に「、12月に支給する場合においては100分の1.425」を、「勤勉手当減額基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の85」の次に「、12月に支給する場合においては100分の95」を加える。

第2条 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「及び附則第10項第2号」を削り、同条第4項中「附則第10項第2号において同じ。」を削る。

第28条第1項中「及び附則第10項第3号」を削り、同条第2項第1号中「及び附則第10項第3号」を削り、「、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の40.0、12月に支給する場合においては100分の45」を「100分の42.5」に改める。

附則中第10項の前の見出し及び同項を削る。

附則中第11項から第13項までを削る。

(嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成19年嬉野市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の122.

5」に改め、「100分の162.5」との次に「、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とを加える。

第4条 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「第25条第2項中「」の次に「、6月に支給する場合においては」を加え、「」とあるのは「100分の162.5」と、「」を「、12月に支給する場合においては」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、附則第4条及び附則第5条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の嬉野市職員の給与に関する条例及び第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(勤勉手当の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の嬉野市職員の給与に関する条例及び第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年嬉野市条例第34号)の一部を次のように改正する。

附則中第4項及び第5項を削る。

(嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 嬉野市職員の育児休業等に関する条例(平成18年嬉野市条例第35号)の一部を次のように改正する。

附則中第3項の前の見出し及び同項を削る。

附則中第4項及び第5項を削る。



議案第73号

指定管理者の指定について

下記の公の施設の指定管理者を選定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- |   |                 |                             |
|---|-----------------|-----------------------------|
| 1 | 指定管理者が管理する施設の名称 | 嬉野市嬉野老人福祉センター               |
| 2 | 指定管理者の名称        | 社会福祉法人嬉野市社会福祉協議会            |
| 3 | 指定管理者の指定期間      | 平成30年4月1日から<br>平成33年3月31日まで |

平成29年12月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野市嬉野老人福祉センターの指定管理者の指定期間が平成30年3月31日で満了となるため、指定したいので、議会の議決が必要である。

議案第74号

指定管理者の指定について

下記の公の施設の指定管理者を選定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- |   |                 |                               |
|---|-----------------|-------------------------------|
| 1 | 指定管理者が管理する施設の名称 | 嬉野市いきいきデイサービスセンター<br>「湯っくらーと」 |
| 2 | 指定管理者の名称        | 社会福祉法人嬉野町社会事業助成会              |
| 3 | 指定管理者の指定期間      | 平成30年4月1日から<br>平成33年3月31日まで   |

平成29年12月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野市いきいきデイサービスセンターの指定管理者の指定期間が平成30年3月31日で満了となるため、指定したいので、議会の議決が必要である。

議案第75号

指定管理者の指定について

下記の公の施設の指定管理者を選定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- |   |                 |                             |
|---|-----------------|-----------------------------|
| 1 | 指定管理者が管理する施設の名称 | 嬉野市志田焼の里博物館                 |
| 2 | 指定管理者の名称        | 志田焼の里振興会                    |
| 3 | 指定管理者の指定期間      | 平成30年4月1日から<br>平成33年3月31日まで |

平成29年12月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野市志田焼の里博物館の指定管理者の指定期間が平成30年3月31日で満了となるため、指定したいので、議会の議決が必要である。

議案第86号

建設工事請負契約の締結について

平成29年度嬉野市総合体育館・うれしの市民センター建築主体工事について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 平成29年度嬉野市総合体育館・うれしの市民センター建築主体工事
- 2 契約の方法 特定建設工事共同企業体による条件付一般競争入札
- 3 契約金額 950,400,000円
- 4 契約の相手方  
共同企業体代表者住所 佐賀市今宿町2番5号  
共同企業体の名称 上滝・大川内特定建設共同企業体  
代表者氏名 株式会社 上滝建設  
代表取締役 上滝 隆

平成29年12月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び嬉野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第48号）第2条の規定により、議会の議決が必要である。

議案第87号

建設工事請負契約の締結について

平成29年度嬉野市総合体育館・うれしの市民センター機械設備工事について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 平成29年度嬉野市総合体育館・うれしの市民センター機械設備工事
- 2 契約の方法 特定建設工事共同企業体による条件付一般競争入札
- 3 契約金額 173,664,000円
- 4 契約の相手方  
共同企業体代表者住所 佐賀市八幡小路1番10号  
共同企業体の名称 松尾工業・成富建設特定建設共同企業体  
代表者氏名 松尾工業 株式会社  
代表取締役社長 三木 義信

平成29年12月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び嬉野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第48号）第2条の規定により、議会の議決が必要である。

議案第88号

建設工事請負契約の締結について

平成29年度嬉野市総合体育館・うれしの市民センター電気設備工事について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 平成29年度嬉野市総合体育館・うれしの市民センター電気設備工事
- 2 契約の方法 特定建設工事共同企業体による条件付一般競争入札
- 3 契約金額 167,400,000円
- 4 契約の相手方  
共同企業体代表者住所 鹿島市大字井手40番地  
共同企業体の名称 岡田電機・松尾電機特定建設共同企業体  
代表者氏名 株式会社 岡田電機  
代表取締役 栗田 博昭

平成29年12月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び嬉野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第48号）第2条の規定により、議会の議決が必要である。

議案第89号

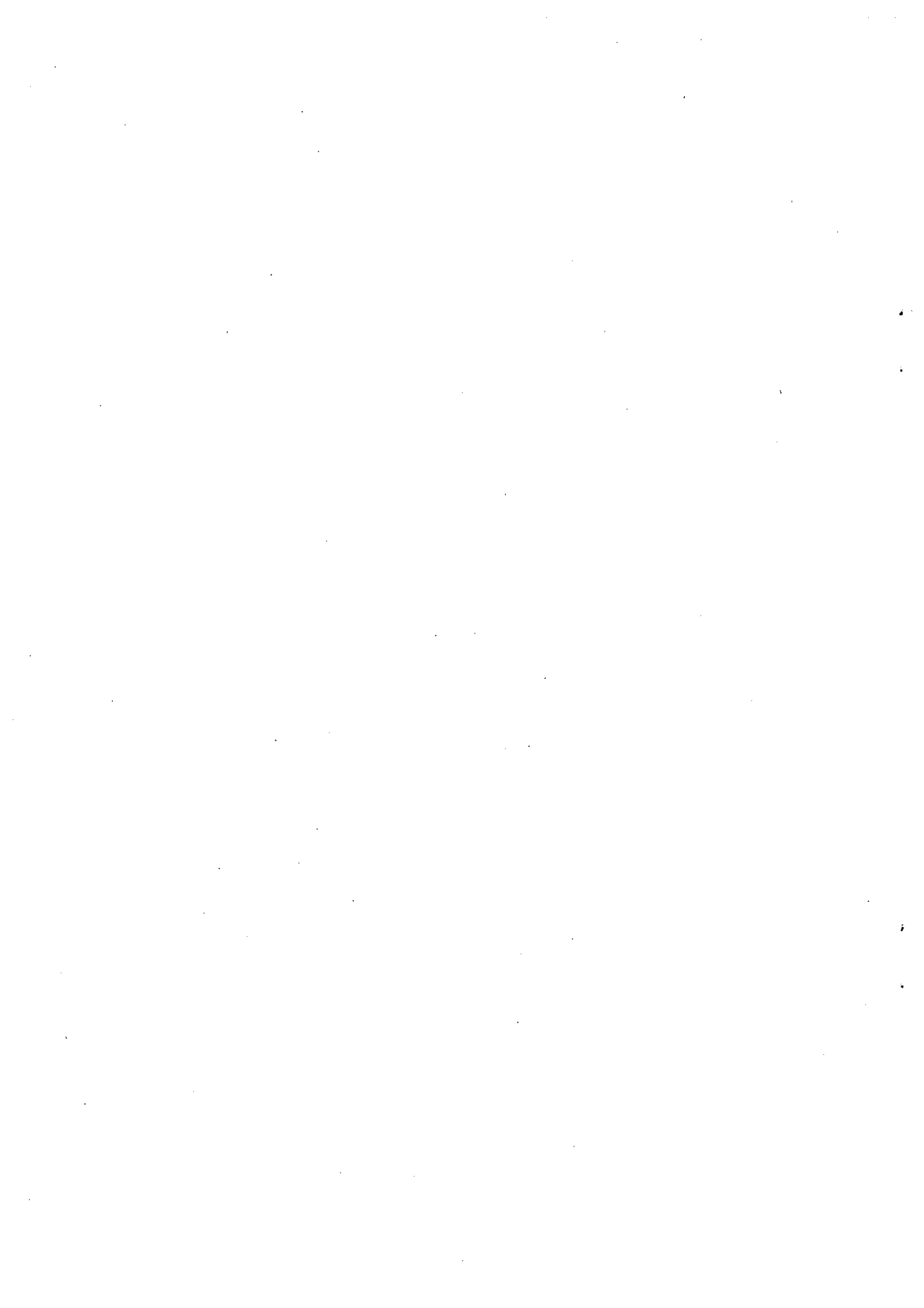
嬉野市農業委員会の委員の認定農業者過半数要件の例外規定適用について

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項に規定する農業委員会の委員の任命について、同条第5項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第1号の規定により、農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又は同条同号に掲げる者とするについて、議会の同意を求める。

平成29年12月1日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 農業委員会等に関する法律の改正により、市内の認定農業者の数が嬉野市農業委員会の委員の定数の8倍を下回る場合は、認定農業者等に係る過半数要件の例外規定を適用させるために、議会の同意を求める必要があるため。





報告第 1 2 号

議決事件に該当しない契約について

嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例（平成 2 6 年嬉野市条例第 4 1 号）第 2 条の規定により下記のとおり報告する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 日 提出

嬉野市長 谷口 太一郎

記

予定価格 1 3 0 万円以上の工事又は製造の請負契約（第 2 条第 1 項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額 (円)	契約の方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
平成 2 9 年 第 4 回 定例会								
1	総務課	平成 2 9 年度 防犯灯整備事業嬉野地区防犯灯のLED化取替工 事	嬉野町内	3, 335, 040	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲 480-2 (株)松尾電機 代表取締役 松尾一義	H29年9月20日 ～ H29年11月30日	
2	総務課	平成 2 9 年度 防犯灯整備事業塩田地区防犯灯のLED化取替工 事	塩田町内	4, 536, 000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字谷所乙 3286-4 ユタカ電設(株) 代表取締役 大久保旭	H29年9月20日 ～ H29年11月30日	
3	総務課	平成 2 9 年度 有蓋防火水槽(皿屋地区)設置工事	嬉野町大字吉 田地内	6, 804, 000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字吉田丁 3649-18 (有)杉原建設 代表取締役 杉原康一	H29年10月16日 ～ H30年1月31日	
4	財政課	嬉野総合運動公園給水管仮設工事	みゆき公園	1, 711, 800	随意契約	嬉野市嬉野町大字下宿乙 1307 (有)今西設備 代表取締役 今西義広	H29年10月30日 ～ H29年11月17日	
5	市民協働推 進課	平成 2 9 年度 地域コミュニティ施設整備事業(種・大野原 地区)新築工事	嬉野町大字岩 屋川内地内	26, 676, 000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野丙 1746 (株)神近建設 代表取締役 神近利久	H29年11月2日 ～ H30年3月20日	
6	市民協働推 進課	平成 2 9 年度 地域コミュニティ施設整備事業(久間地区) 新築工事	塩田町大字久 間地内	28, 620, 000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字五町田甲 269 山口建設(株) 代表取締役 山口貞彦	H29年11月6日 ～ H30年3月20日	

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額 (円)	契約の方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
平成29年 第4回 定例会								
7	農林課	平成29年度 地域農業水利施設ス トックマネジメント事業 入江川井堰補修工事	塩田町大字久 間地内	7,106,400	指名競争 入札	佐賀市高木瀬西6丁目9-1 (株)協和製作所 代表取締役 藤井道博	H29年10月6日 ～ H30年2月28日	H29年10月6日 ～ H30年2月28日
8	農林課	平成29年度 農業基盤整備促進事業 車越ため池堤体改修工事	塩田町大字馬 場下地内	6,804,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲529-1 (株)西村組 代表取締役 西村博	H29年10月11日	H29年10月11日 ～ H30年2月28日
9	農林課	平成29年度 地域農業水利施設ス トックマネジメント事業 千石頭首工補修工事	塩田町大字五 町地内	14,310,000	指名競争 入札	佐賀市伊勢町15-1 (株)ミゾタ 取締役社長 井田建	H29年10月12日 ～ H30年2月28日	H29年10月12日 ～ H30年2月28日
10	うれしの茶 振興課	平成29年度 社会資本整備総合交付金事業 うれしの茶交流館外構工事	嬉野町大字岩 屋川内地内	25,920,000	随意契約	佐賀市今宿町2-5 上滝・大川内特定建設共同企業体 (株)上滝建設 代表取締役 上瀧隆	H29年10月23日 ～ H30年1月31日	H29年10月23日 ～ H30年1月31日
11	うれしの温 泉観光課	平成29年度 志田焼の里博物館改修工事	志田焼の里博 物館内	3,285,360	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字馬場下丙182 (有)湯谷建設 代表取締役 湯谷和也	H29年9月22日 ～ H29年12月28日	H29年9月22日 ～ H29年12月28日
12	建設・新幹 線課	平成29年度 社会資本整備総合交付金事業 市営立石住宅浴室改修工事	嬉野町大字岩 屋川内地内	6,134,400	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙969-1 中野建設(株) 代表取締役 中野淳一	H29年8月16日 ～ H29年11月30日	H29年8月16日 ～ H29年11月30日
13	建設・新幹 線課	29補第5号 市道第二編野線道路補修工事	塩田町大字馬 場下地内	1,414,800	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字久間丁3996 渡辺技建 代表 渡辺幸一	H29年8月17日 ～ H29年9月29日	H29年8月17日 ～ H29年9月29日
14	建設・新幹 線課	29改第5号 市道竹ノ下線道路改良工事	塩田町大字大 草野地内	12,150,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲529-1 (株)西村組 代表取締役 西村博	H29年9月11日 ～ H29年11月30日	H29年9月11日 ～ H29年11月30日
15	建設・新幹 線課	29主第3号 市道照明灯設置工事	嬉野町大字下 宿地内	1,425,600	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字谷所乙3263 大久保電機(株)嬉野営業所 所長 大川内博志	H29年9月25日 ～ H29年10月31日	H29年9月25日 ～ H29年10月31日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額 (円)	契約の方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
平成29年 第4回 定例会								
16	建設・新幹 線課	平成29年度 嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業 区画道路6-1号線道路築造工事	嬉野町大字下 宿地内	3,423,600	随意契約	嬉野市嬉野町大字吉田丁3649-18 (有)杉原建設 代表取締役 杉原康一	H29年10月10日 ～ H29年12月22日	H29年10月10日 ～ H29年12月22日
17	教育総務課	五町田小学校 屋内運動場外部改修工事	五町田小学校	30,132,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字久間甲477-1 大川内建設(株) 代表取締役 大川内学	H29年10月16日 ～	H29年10月16日 ～
18	水道課	平成29年度 県道嬉野下宿塩田線舗装復旧工事	塩田町大字五 町田地内	7,128,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字五町田甲269 山口建設(株) 代表取締役 山口貞彦	H29年9月1日 ～ H29年11月30日	H29年9月1日 ～ H29年11月30日
19	水道課	平成29年度 岩ノ下浄水場後塩注入ポンプ更新工事	嬉野町大字吉 田地内	3,198,960	随意契約	福岡市博多区千代4-1-33 新川電機(株)九州支社 支社長 久行俊次	H29年9月1日 ～	H29年9月1日 ～
20	水道課	平成29年度 清水浄水場機械設備改修工事	嬉野町大字岩 屋川内地内	11,880,000	随意契約	福岡市中央区天神3-9-25 水ing(株)九州支社 支社長 河津義孝	H29年9月14日 ～	H29年9月14日 ～
21	水道課	平成29年度 山本川内減圧弁更新工事	嬉野町大字不 働山内地内	2,700,000	随意契約	佐世保市白岳町50-4 松永エコーイン(有) 代表取締役 松永裕樹	H29年9月11日 ～	H29年9月11日 ～
22	水道課	平成29年度 提ノ浦観音谷線配水管布設替(1工区)工事	塩田町大字久 間地内	3,812,400	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲1836 (有)高嶋ポンプ店 代表取締役 高嶋義孝	H29年9月21日 ～	H29年9月21日 ～
23	水道課	平成29年度 提ノ浦観音谷線配水管布設替(2工区)工事	塩田町大字久 間地内	3,855,600	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲1836 (有)高嶋ポンプ店 代表取締役 高嶋義孝	H29年9月21日 ～	H29年9月21日 ～
24	水道課	平成29年度 提ノ浦観音谷線配水管布設替(3工区)工事	塩田町大字久 間地内	3,855,600	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富純一	H29年9月21日 ～	H29年9月21日 ～

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額 (円)	契約の方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
平成29年 第4回 定例会								
25	水道課	平成29年度 簡易水道再編推進事業 不動山地区送水管布設工事	嬉野町大字不 動山地区内	3,747,600	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙1307 (有)今西設備 代表取締役 今西義広	H29年9月22日 ～ H29年12月22日	H29年9月22日 ～ H29年12月22日
26	水道課	平成29年度 岩ノ下浄水場急速攪拌機用減速機更新工事	嬉野町大字吉 田地区内	2,052,000	随意契約	福岡市博多区博多駅中央街1-1 (株)神鋼環境ソリューション 九州支社長 長谷川收	H29年10月20日	H29年10月20日 ～ H30年3月9日
27	水道課	平成29年度 嬉野温泉駅周辺土地区画整備事業 新幹線温泉駅6-2号線配水管布設工事	嬉野町大字下 宿地区内	2,883,600	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿丁414-1 中島設備 代表者 中島正次	H29年11月2日	H29年11月2日 ～ H30年1月31日
28	水道課	平成29年度 嬉野温泉駅周辺土地区画整備事業 新幹線温泉駅3号線配水管布設工事	嬉野町大字下 宿地区内	3,888,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿丙29-2 石丸鉄工設備(有) 代表取締役 石丸英文	H29年11月2日	H29年11月2日 ～ H30年1月31日
29	水道課	平成29年度 嬉野市水道事業 塩田地区遠隔監視システム更新工事	水道課	32,940,000	随意契約	福岡市博多区井相田3丁目7-12 テクノシステム(株) 代表取締役 梅田公平	H29年10月27日	H29年10月27日 ～ H30年3月16日

・履行の場所：庁内の場合は所属の名称、庁外の場合は実施場所

・契約の金額：消費税を含む契約総額

・契約の方法：一般競争入札、条件付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別